

(案)

**札幌市地域福祉社会計画 2018
(第4期札幌市地域福祉社会計画)**

【2018 年度～2023 年度】

**平成 29 年 10 月 20 日
札幌市地域福祉社会計画審議会**

目次

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
 - (1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画
 - (2) 市の総合計画との関係性
 - (3) 市の他の個別計画との関係性
※ 札幌市生活困窮者自立支援計画との統合について
 - (4) 札幌市社会福祉協議会の「さっぽろ市民福祉活動計画」との関係性
- 3 計画期間
- 4 計画の策定体制
 - (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会
 - (2) 札幌市内部の検討体制
 - (3) 地域福祉に関する意見交換会
 - (4) 地域福祉に関するシンポジウム
 - (5) 地域の福祉活動に関する市民意識調査

第2章 計画策定の背景 11

- 1 国の検討状況
 - (1) ニッポン一億総活躍プラン [平成 28 年(2016 年)6 月 2 日閣議決定]
 - (2) 地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程
- 2 第3期札幌市地域福祉社会計画[平成 24 年(2012 年)策定]の振り返り
 - (1) 第3期札幌市地域福祉社会計画について
 - (2) 第3期札幌市地域福祉社会計画の取組の成果
 - (3) 第3期札幌市地域福祉社会計画の振り返り
- 3 札幌市生活困窮者自立支援計画の振り返り
- 4 地域福祉を取り巻く現状
 - (1) 人口構造の変化
 - (2) 地域で支援を必要とする方の現状
 - (3) 地域福祉を支える活動者の動向
- 5 第4期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題

第3章 計画の理念・目標と体系 37

1 札幌市が目指す地域福祉の方向性

- (1) 地域共生社会の実現について
- (2) 住民に身近な圏域での体制整備について
- (3) 市区圏域での体制整備について

2 基本理念

3 基本目標

4 計画の体系

第4章 施策の展開 43

基本目標 I 市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上 45

- (1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進
- (2) サロン活動の推進
- (3) 地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援
- (4) 地区福祉のまち推進センターのコーディネート機能の強化[レベルアップ]

2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進 47

- (1) 地域福祉活動の情報提供、普及啓発
- (2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進
- (3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実
- (4) ボランティア団体、N P O、地域福祉関係団体への支援
- (5) 各種ボランティアの養成
- (6) ボランティア活動センターの運営
- (7) 寄付文化の醸成

3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進 50

- (1) 民生委員・児童委員活動の支援
- (2) 事業者等による見守り事業の推進
- (3) 地域見守りネットワーク推進会議の開催[レベルアップ]
- (4) 地域での既存のネットワークの活用と多様な社会資源との連携の促進

基本目標Ⅱ 暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます

4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備 …… 53
(1) 日常生活自立支援事業の推進
(2) 成年後見制度の利用促進[レベルアップ]
(3) 市民後見人養成の推進
(4) 福祉除雪事業の実施
(5) 在宅生活を支援するサービスの充実
5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実 ……………… 56
(1) 自立相談支援事業
(2) 住居確保給付金
(3) 就労準備支援事業・認定就労訓練事業
(4) 一時生活支援事業
(5) 子どもの学習支援事業
6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実 ……………… 59
(1) 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討[新規]
(2) 区役所での総合相談体制の充実
(3) 各種相談支援機関等の充実
(4) 各種専門職の資質向上
(5) 事業者の情報公開の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

7 市民にやさしい生活環境づくりの推進 ……………… 63
(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施
(2) 福祉用具、介護用品の普及啓発
8 災害時にも強い地域づくりの推進 ……………… 65
(1) 自主防災活動の推進
(2) 要配慮者避難支援対策事業の推進
(3) 福祉避難場所の運営体制強化
(4) 災害ボランティアセンターの体制整備
(5) 災害医療体制の充実・強化

第5章 計画の推進について 69

1 計画の推進体制

(1) 市民、事業者、行政の協働による計画の推進

(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

(2) 計画の評価

3 成果指標

資料編 75

1 札幌市地域福祉社会計画審議会

(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿

(2) 審議会での検討経過

2 地域福祉に関する地区意見交換会

(1) 開催地区及び開催日

(2) 参加いただいた方々

(3) 各地区での主な意見

3 地域福祉に関するシンポジウム

(1) 基調講演

(2) 地域福祉活動実践者からの活動報告

(3) 要旨

4 地域の福祉活動に関する市民意識調査の概要

(1) 地域活動について

(2) 近所との付き合いについて

(3) 住民による支え合い活動について

(4) 札幌市の地域福祉施策について

5 パブリックコメント

(1) 実施概要

(2) 意見概要

第1章

計画の策定にあたって

本章の内容

本章では、札幌市地域福祉社会計画 2018 の策定にあたって、計画策定の趣旨と計画の位置づけについて記載した上で、計画期間と計画の策定体制について紹介しています。

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画期間

4 計画の策定体制

1 計画策定の趣旨

本市では、平成7年(1995年)に札幌市地域福祉社会計画を策定し、市民や事業者等と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、市民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、本市では高齢者、障がいのある方、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきたところですが、その一方で、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

具体的には、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や、障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱えるケース、精神疾患患者や、がん患者、難病患者等、地域生活を送るうえで福祉分野に加え、保健医療や就労等の分野にまたがって支援を必要とするケースが事例としてあげられます。

このような公的支援制度の課題に加えて、人々の暮らしにおいては家族関係や近隣関係の希薄化に伴う社会的孤立の問題や、公的制度等による支援が必要な状態にありながら支援を受けることを自ら拒絶するいわゆるセルフネグレクトのような制度の狭間の問題が顕在化してきています。

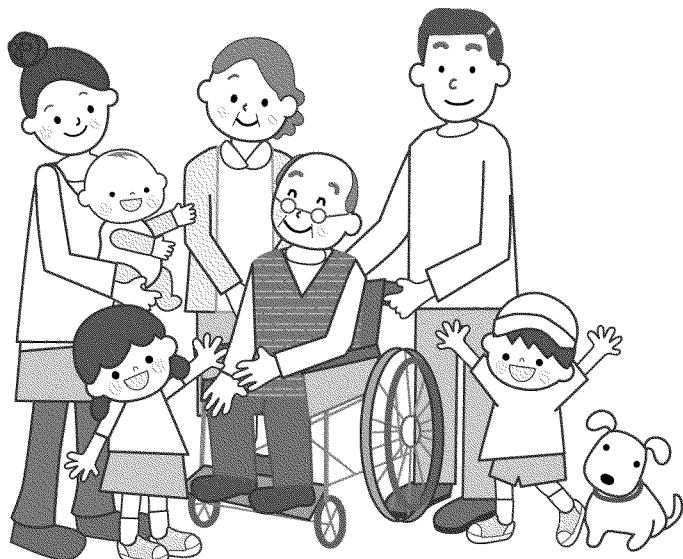
こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが大切です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるも

のと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がいのある方、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある方、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

本市では、平成24年(2012年)に第3期の地域福祉社会計画を策定し、福祉のまち推進事業をはじめとする様々な取組を実施してきましたが、地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな地域福祉社会計画を策定いたします。

この計画は、幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する取組を進めることで、「みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」を実現することを目的としています。



2 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めます。

社会福祉法の抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第一百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住

民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するため
に必要な環境の整備に関する事業

- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

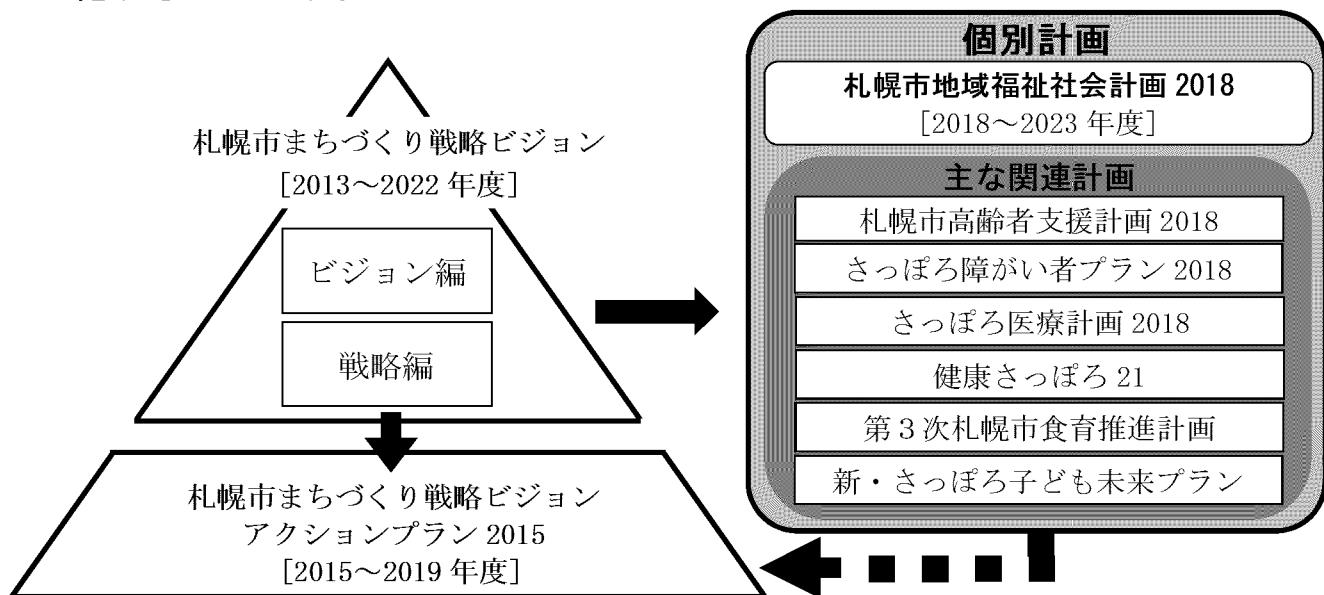
(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一
体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう
努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に
関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事
業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、
あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容
を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、
分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該
市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 市の総合計画との関係性

本計画は、総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン [平成 25 年(2013 年)策定] の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、本市の地域福祉分野の施策を具体化するものです。



(3) 市の他の個別計画との関係性

本市では、対象（高齢者・障がいのある方・子どもなど）や、分野（福祉・保健・医療等）ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。本計画には、各個別計画の基盤となる地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、これらを総合的・横断的に推進していくことで、より一層の地域福祉力の向上を図ります。

※ 札幌市生活困窮者自立支援計画との統合について

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加する中、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化するため、平成 27 年(2015 年)4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上で重要な施策であるため、国では市町村地域福祉計画にその内容を盛り込むことを求めています。

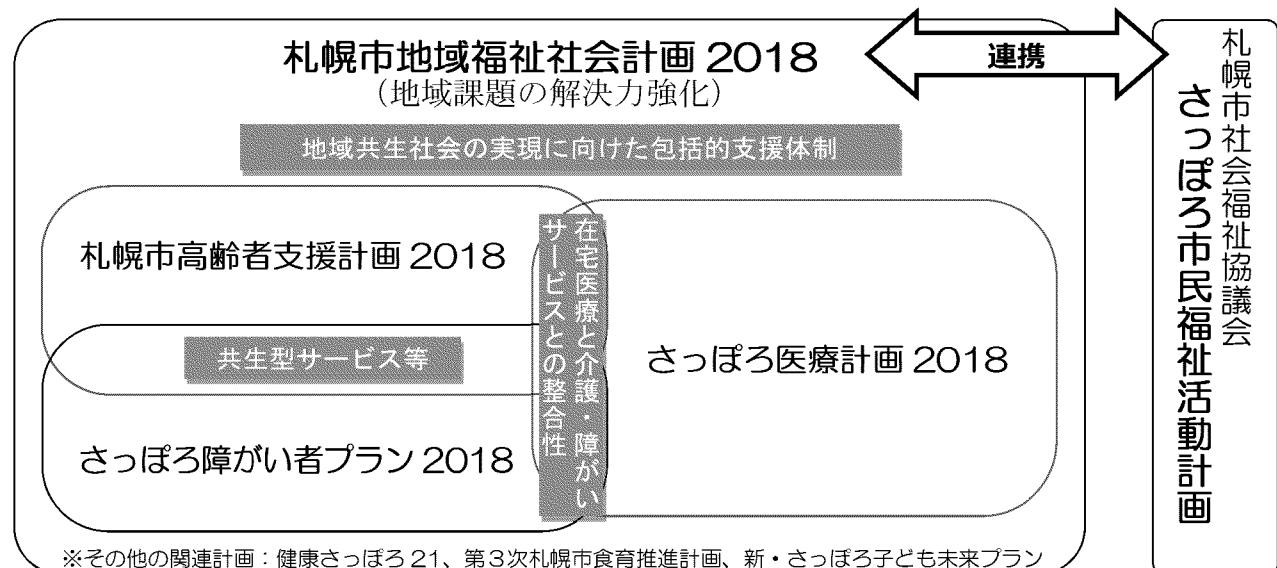
しかし、本市では、この法律の施行時において、第3期地域福祉社会計画の計画期間中であったことから、暫定的な対応として、平成27年度(2015年度)から3年間を期間とする生活困窮者自立支援制度に関する単独計画を策定しました。

本計画では、改めて本市の地域福祉施策の中に生活困窮者自立支援制度を位置付け、単独計画であった札幌市生活困窮者自立支援計画は本計画に統合することとしました。

(4) 札幌市社会福祉協議会の「さっぽろ市民福祉活動計画」との関係性

民間の活動・行動計画として札幌市社会福祉協議会¹が策定する「さっぽろ市民福祉活動計画」と市町村の行政計画として策定する「札幌市地域福祉社会計画」は、本市における地域福祉の推進を共通の目的としています。両計画の策定に際しては、地域の生活課題や地域福祉推進の理念や方向性などを共有する必要があり、本計画に掲載される取組の中には「さっぽろ市民福祉活動計画」において具体化される取組もあるため、それぞれの審議会・策定委員会に委員として参画し合い連携しながら審議を進めました。

(地域共生社会の実現に係る地域福祉社会計画と他計画との関係イメージ)

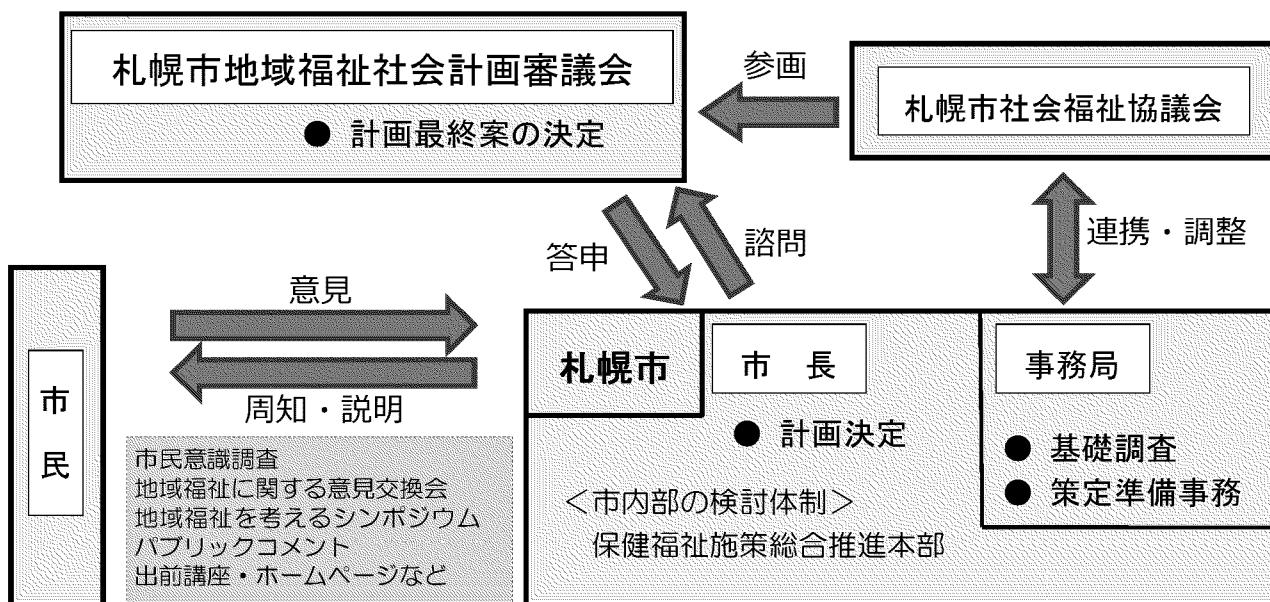


¹ 【社会福祉協議会】社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間組織。それぞれの都道府県、市区町村において、地域住民、社会福祉事業関係者などの関係機関が幅広く参加・協力し、様々な事業を行っている。

3 計画期間

計画期間は、2018年度から2023年度までの6年間とします。ただし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

4 計画の策定体制



(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会

本計画の策定にあたり、市の附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会を設置しました。

審議会は、地域福祉活動に関わる団体の代表者、高齢・障がい・児童福祉に関わる団体の代表者、保健・医療に関わる団体の代表者、福祉サービスに関わる団体の代表者、教育関係者、学識経験者、公募による市民の16名により構成し、市長の諮詢に応じて、全5回の審議を経て、計画案を市長に答申しました。

(2) 札幌市内部の検討体制

本市の保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「札幌市保健福祉施策総合推進本部」において、他の個別計画と連携しながら、検討を進めました。

(3) 地域福祉に関する意見交換会

平成 29 年(2017 年)6 月から 7 月にかけて、市内 10 地区（各区 1 地区）で、地区福祉のまち推進センター²関係者、民生委員・児童委員³等、地域福祉活動に関する方々との意見交換会を開催しました。（意見の概要は 78 ページに掲載）

(4) 地域福祉に関するシンポジウム

平成 29 年(2017 年)9 月 13 日に、わくわくホリデーホール（札幌市民ホール）で「福まち発！地域福祉市民活動フォーラム」を開催しました。そこでは、本市における地域福祉推進の中心的な役割を担う地区福祉のまち推進センターの活動者が、支え合い活動の基盤整備や担い手の拡充等について考えるシンポジウムを開催しました。（概要は 84 ページに掲載）

(5) 地域の福祉活動に関する市民意識調査

市民の地域活動への参加状況や近隣との交流状況、福祉のまち推進事業を含めた地域の支え合い活動に対する意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。（概要は 89 ページに掲載）

- ・調査期間 平成 28 年(2016 年)9 月 29 日から 10 月 20 日まで
- ・調査方法 郵送により、返信用封筒で回収（無記名）
- ・調査対象者 16 歳以上の市民から無作為抽出した 3,000 人
- ・有効回答数 1,165 通（38.8%）

² 【地区福祉のまち推進センター】市民による自主的な福祉活動を行う組織。ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守り活動やサロンの開催など、市民による支え合い活動を行っており、概ね連合町内会単位、市内 89 地区で組織化されている。

³ 【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊娠婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

第2章

計画策定の背景

本章の内容

本章では、まず、地域福祉に関する国の検討状況を紹介した後、第3期札幌市地域福祉社会計画と、本計画に統合する生活困窮者自立支援計画の振り返りを記載しています。さらに、本市の地域福祉を取り巻く現状に関する統計データも踏まえて、計画策定に際しての課題を整理しています。

1 国の検討状況

2 第3期札幌市地域福祉社会計画の振り返り

3 札幌市生活困窮者自立支援計画の振り返り

4 地域福祉を取り巻く現状

5 第4期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題

1 国の検討状況

(1) ニッポン一億総活躍プラン [平成 28 年(2016 年)6 月 2 日閣議決定]

少子高齢化への国の抜本的な対応策を示したニッポン一億総活躍プランにおいて、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会である「地域共生社会の実現」が掲げられています。

ニッポン一億総活躍プランの抜粋

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ¹を育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO²との連携や民間資金の活用を図る。

(2) 地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程

地域共生社会の実現に向けた検討を行うため、国では平成 28 年度(2016 年度)に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」、「地域力強化検討会」等を設置し、その検討結果を受けて当面の改革工程を示しています。

【当面の改革工程で示された市町村における体制整備のイメージ】

1 「住民に身近な圏域」での体制整備

- 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき

2 市町村における包括的な相談支援体制の整備

- 協働の中核を担う機能が必要

¹ 【地域コミュニティ】町内会・自治会や各種団体などの、地域の住民同士のつながりや集まりのこと。

² 【N P O (Non Profit Organization)】 営利を目的としない民間の組織・団体。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）の抜粋

[平成 29 年(2017 年)2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部]

1. 地域課題の解決力の強化

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちでの活動、「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる地域づくりを支援する、『他人事』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。
- 同時に、住民に身近な圏域において、各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人や NPO 法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超えて『丸ごと』の相談を受け止める場を設けていく。
- 本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになつた課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。

2 第3期札幌市地域福祉社会計画[平成24年(2012年)策定]の振り返り

(1) 第3期札幌市地域福祉社会計画について

ア 基本理念

「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」を実現するため、地域住民、関係機関、事業者、行政の「協働」のもとで、地域福祉を推進していくことを基本理念としました。

イ 計画目標

○ 市民の支え合いによる地域福祉社会の推進

安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会を実現するため、市民の支え合い活動への自主的参加を促す環境づくりや地域で活動する各種団体の活動の活性化支援に取り組みました。

また、事業活動を通じて地域住民と接することの多い民間事業者等との見守りネットワークを構築しました。

○ 地域で「もれなく、きれめなく、すきまなく」福祉サービスを利用できる仕組みづくり

多様化・複雑化する市民のニーズに対応するため、市民が必要とする情報を効果的に提供する仕組みづくりや相談体制の充実を図りました。

また、一人ひとりのニーズに適切に対応するため、適切な関係機関につなぐ仕組みの強化や、サービスの利用援助のための制度を推進しました。

○ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備

地域で安全・安心に暮らしていくため、建築物や道路のバリアフリー³化を進めるとともに、より多くの人が快適に利用できるユニバーサルデザイン⁴によるまちづくりを推進しました。さらに、高齢者や障がいのある方の災害時における避難支援対策や冬期間の除雪の支援に関する取組を進めました。

³ 【バリアフリー】障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくすことを意味している。

⁴ 【ユニバーサルデザイン】文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力がどのようであるかを問わずに利用できるよう配慮された設計（デザイン）のこと。

(2) 第3期札幌市地域福祉社会計画の取組の成果

計画目標Ⅰ 市民の支え合いによる地域福祉社会の推進

基本目標1 福祉意識を高める仕組みの推進

基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
地域福祉活動への意識啓発と参加の促進	学校、企業等へのボランティア研修出張講座の受講者数	6,200人	9,302人
地域住民の主体的参加の促進	ボランティア研修センターとボランティア活動センターの統合	—	実施(H26~)

基本目標2 地域における支え合いのネットワークの推進

基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
地域での支え合い活動の活性化	地区福祉のまち推進センターによる援助世帯数	45,905世帯	58,001世帯
さまざまな地域資源をつなぐネットワークの推進	事業者による見守り協定締結事業者数	1社	7社

計画目標Ⅱ 地域で「もれなく、きれめなく、すきまなく」福祉サービスが利用できる仕組みづくり

基本目標1 身近な地域で福祉・保健・医療の相談ができる体制の確立

基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
福祉・保健・医療に関する情報の集約と活用	区保健福祉課相談担当及び案内員の配置	—	配置(H25~)
福祉・保健・医療に関する相談機能体制の整備	成年後見制度に関する相談窓口の設置	—	設置(H25~)

基本目標2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立

基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
福祉ニーズを適切に把握できる体制の整備	ひとり暮らしの高齢者等巡回相談事業(訪問回数)	35,396回	42,647回
多様な福祉課題に対応するためのサービス提供体制の推進	市民後見推進事業(H25~) 市民後見人候補者登録人数	—	71人

計画目標Ⅲ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備

基本目標1 地域で安心して暮らせる環境の整備

基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
安全・安心な地域生活のための環境の充実	福祉のまちづくり推進会議の実施(全体会議・専門部会)	3回	4回
災害時に備えた体制の整備	避難行動要支援者名簿情報提供団体数 (H27~)	—	24団体

基本目標2 福祉活動を活発にするための体制の推進

基本施策	主な項目・指標	H23年度	H28年度
地域福祉に関する情報の共有化	地区福祉のまち推進センターでの福祉マップ ⁵ 取組地区数	47地区	60地区
福祉に携わる人材の発掘・育成	地域見守りサポーターの養成人数	1,202人	874人

(3) 第3期札幌市地域福祉社会計画の振り返り

十分な効果があったと評価できる項目・指標があるなど、概ね基本理念、計画目標に沿って施策を展開することができました。これらの施策については、今後とも、更なる地域福祉の推進に向けて取組を継続する必要があります。

また一方で、福祉に携わる人材の発掘・育成等では指標の低下がみられるなど、地域福祉活動の担い手の固定化・不足を課題として再認識し、その克服のための取組を進める必要があります。

⁵ 【福祉マップ】見守り活動の取組の1つ。地域の状況を把握し共有するため、見守りの対象者や活動者などの情報を地図に記載する。参加者同士の共同作業により作成するため、活動者同士の協力・連携体制の強化にもつながる取組である。

3 札幌市生活困窮者自立支援計画の振り返り

生活困窮者自立支援計画では、基本理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援のためのネットワークづくり」を掲げ、以下の5つの計画目標を立てました。

今後も、この基本理念に基づき、生活困窮者の自立に向けた支援とともに、生活困窮者が地域・社会の中で孤立することなく、役割や人とのつながりを実感することができるような取組を進めることが大切です。
※生活困窮者自立支援制度及び各事業の内容等については、56~58ページを参照

実施効果（成果目標）	実施結果
計画目標1 生活困窮者の早期把握	
これまで支援の対象とならなかった生活困窮者を早期に把握できるようになる。 ○支援センターの設置、庁内外の関係機関との連携、訪問支援の実施 <u>＜目標＞新規相談受付件数</u> <ul style="list-style-type: none">・1年目 3,000人・2年目 3,500人・3年目 4,000人	生活就労支援センター（ステップ）及びホームレス相談支援センター（JOIN）を設置し、巡回相談の実施や様々な周知活動により生活困窮者の早期把握に努めました。 <u>＜実績＞新規相談受付件数</u> <ul style="list-style-type: none">・H27年度（1年目） 2,911人・H28年度（2年目） 3,335人 <u>＜実績＞出張相談会の開催回数（ステップ）</u> <ul style="list-style-type: none">・H27年度 52回・H28年度 211回
計画目標2 一人ひとりの状況に応じた支援	
複合的な課題を抱える生活困窮者へ包括的に支援できるようになる。 生活困窮者が適切な相談窓口や制度を利用できるようになる。 ○相談支援員による一人ひとりの状況に応じた支援計画の作成、生活困窮者の課題の評価・分析、相談支援員による同行訪問	両センターに相談支援員を配置し、就労支援、住居確保、債務整理、福祉サービスへの結び付けなど生活に困りごとを抱える方の複合的な課題に寄り添った個別支援を実施しました。 <u>＜実績＞個別支援プランの策定件数</u> <ul style="list-style-type: none">・H27年度 644件・H28年度 839件 <u>＜実績＞同行などによる関係機関へのつなぎ（うち生活保護）</u> <ul style="list-style-type: none">・H27年度 366件（280件）・H28年度 375件（297件） <u>＜実績＞一時生活支援事業の利用者数</u> <ul style="list-style-type: none">・H27年度 375人・H28年度 376人

計画目標3 経済的自立に向けた就労支援の充実

これまでの就労支援では就労に結びつきにくかった方が、早期就労できるようになる。すぐには一般就労をすることが難しい方の就労に向けた意欲が向上する。

- 生活困窮者の課題の評価・分析、就労支援員による就労支援、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の場の提供

<目標> 支援センター利用者の就労率

- ・各年度 30%

長期間の失業状態など、就職活動に困難を抱える方に対して、一般就労に向けた段階的支援や、就労先の開拓や訓練先確保に努めました。

<実績> 支援センター利用者の就労率（就労・増収者数）

- ・H27 年度 22% (639 人)
- ・H28 年度 19% (647 人)

<実績> 就労準備支援事業の利用者数

- ・H28 年度 6 人 (H27 年度は未実施)

<実績> 認定就労訓練事業所の認定件数

- ・18 件 (平成 29 年 10 月現在)

計画目標4 貧困の連鎖の防止

生活困窮世帯の子どもの学習意欲と進学意欲が向上し、貧困の連鎖の防止につながる。

- 学習支援事業の実施

<目標> 学習支援事業参加者の高校等⁶進学率⁷

- ・各年度 100%

生活保護世帯及び就学援助世帯に属する中学生を対象として、平成 28 年度からは市内 40 会場に拡大して高校進学に向けた学習支援事業を実施しました。

<実績> 学習支援事業参加者の高校等進学率

- ・H27 年度 100% ・H28 年度 100%

<実績> 学習支援事業参加者数

- ・H27 年度 502 人 ・H28 年度 618 人

計画目標5 地域ネットワークの構築

既存の制度だけでは対応が難しい課題に対する新たな支援の仕組み（生活困窮者の社会参加の場等）の開発、地域やボランティアの活動等による制度によらない支援が充実する。

- 自立相談支援事業の実施による連携の推進、関係機関との協議の場の設定

府内外の会議や研修を通した関係づくりや、生活困窮者自立支援ネットワーク会議の開催等の活動を実施しました。

<実績> ネットワーク会議の開催回数

- ・H27 年度 3 回 ・H28 年度 3 回

⁶ 【高校等】高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び特別支援学校高等部をいう。

⁷ 【進学率】進学率の算定にあたっては、年度途中退会者及び長期未出席者は母数から除外している。

4 地域福祉を取り巻く現状

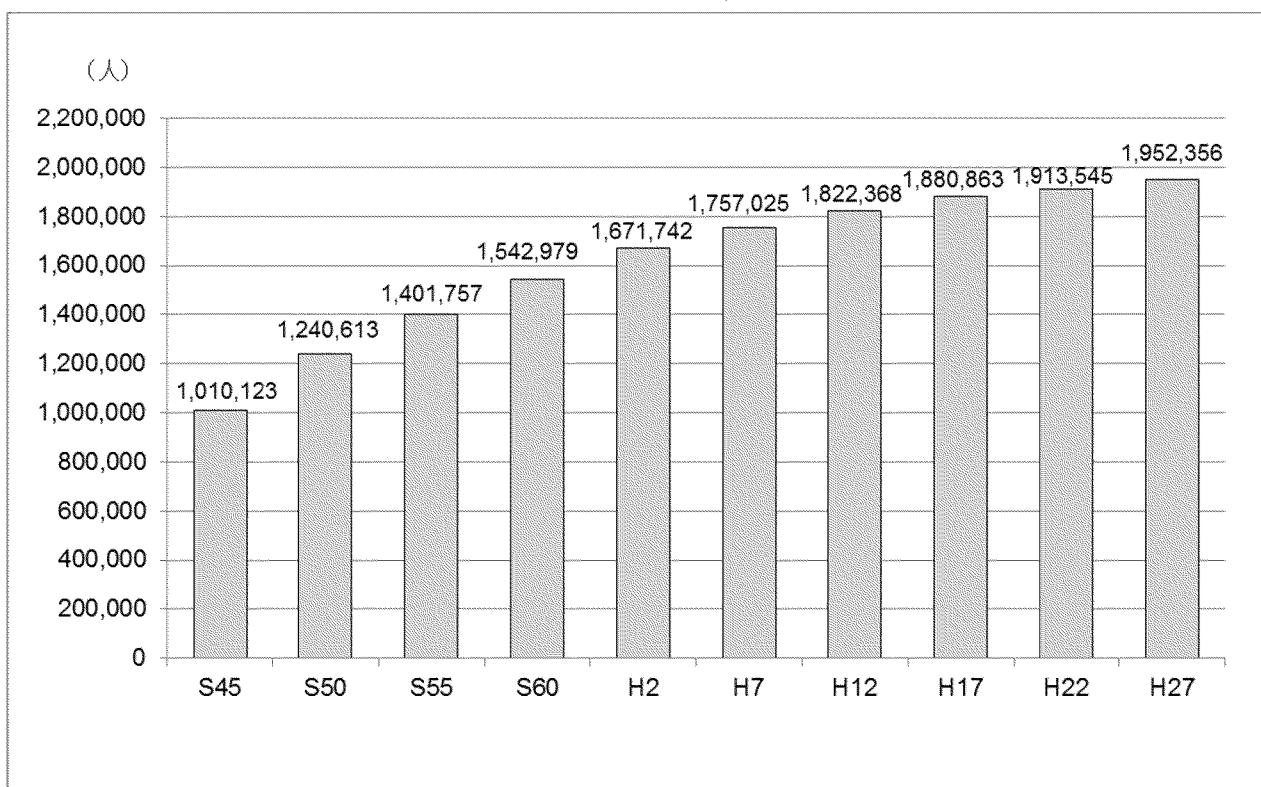
(1) 人口構造の変化

ア 少子高齢化の進行

本市は、昭和 45 年(1970 年)の国勢調査で人口 100 万人を超えて、わが国で 8 番目の百万都市となりました。昭和 59 年(1984 年)には人口が 150 万人に達し、その後も人口は安定した増加を続けており、平成 27 年(2015 年)10 月 1 日の国勢調査による総人口は、1,952,356 人で、横浜市、大阪市、名古屋市に次いで、全国政令指定都市で 4 番目の人口規模となっています。

しかし、人口の増え方は年々緩やかになっており、今後は減少に転じることが予測されています。

・札幌市の総人口の推移（各年 10 月 1 日現在）

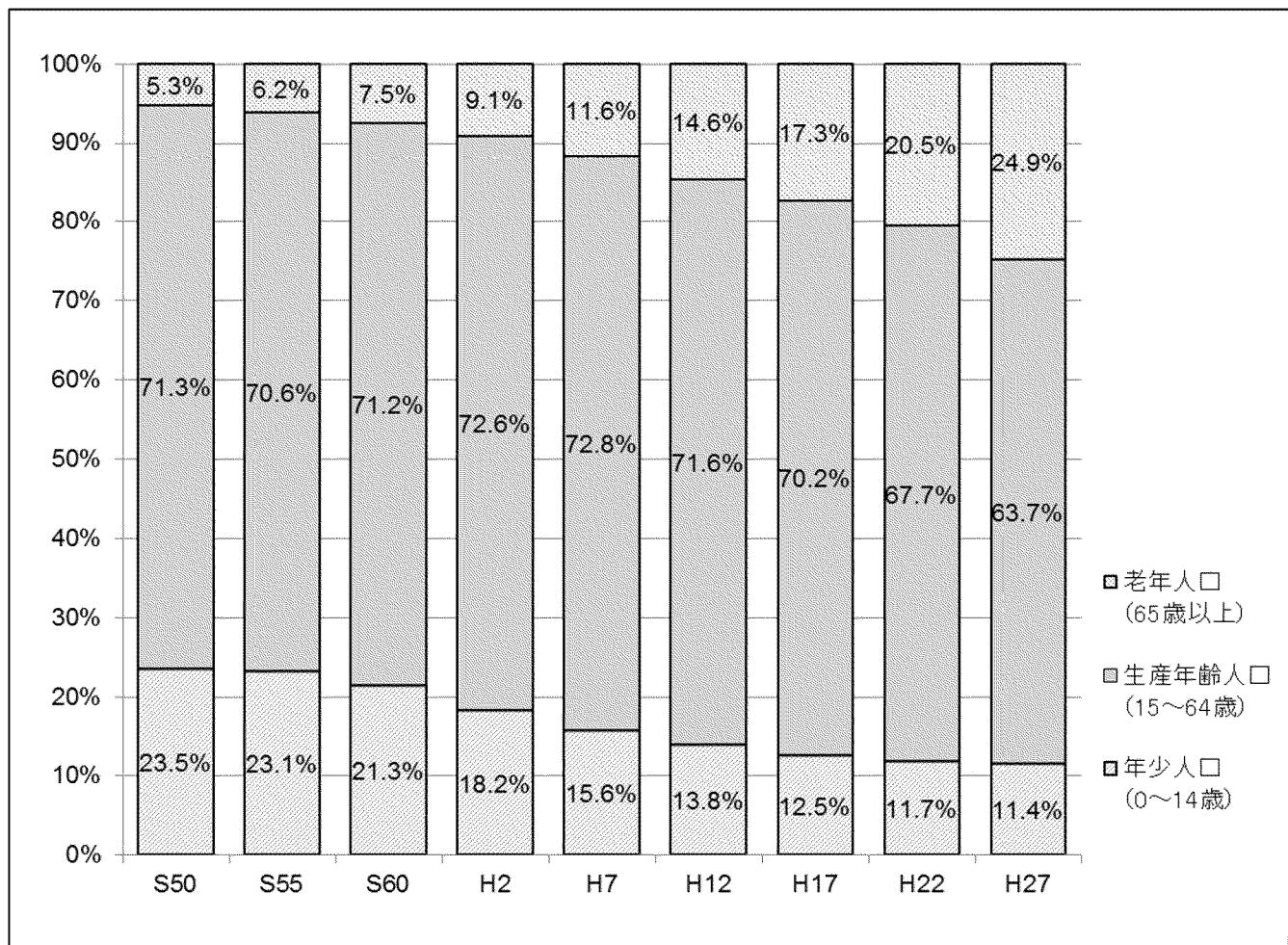


<資料> 総務省「国勢調査」

年齢別割合を見ると、老人人口の割合が増える一方で、生産年齢人口と年少人口の割合はともに低下しており、少子高齢化が進行しています。

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、高齢社会といわれる14%を平成12年(2000年)に超えました。その後も高齢化率は上昇し、平成27年(2015年)の国勢調査では、超高齢社会といわれる21%を超えて24.9%となり、約4人に1人が高齢者となっています。増加率は、昭和50年から55年(1975年から1980年)の5年間で0.9ポイントだったのに対し、平成22年から27年(2010年から2015年)までの5年間では、4.4ポイントと急激に増加しています。

・札幌市の人団の年齢別割合の推移（各年10月1日現在）

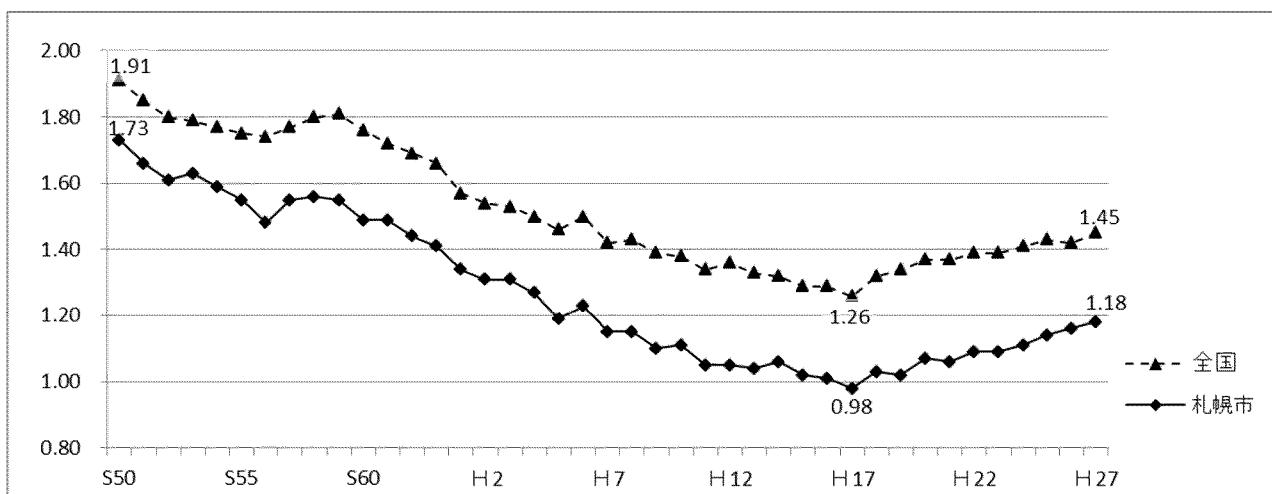


＜資料＞ 総務省「国勢調査」

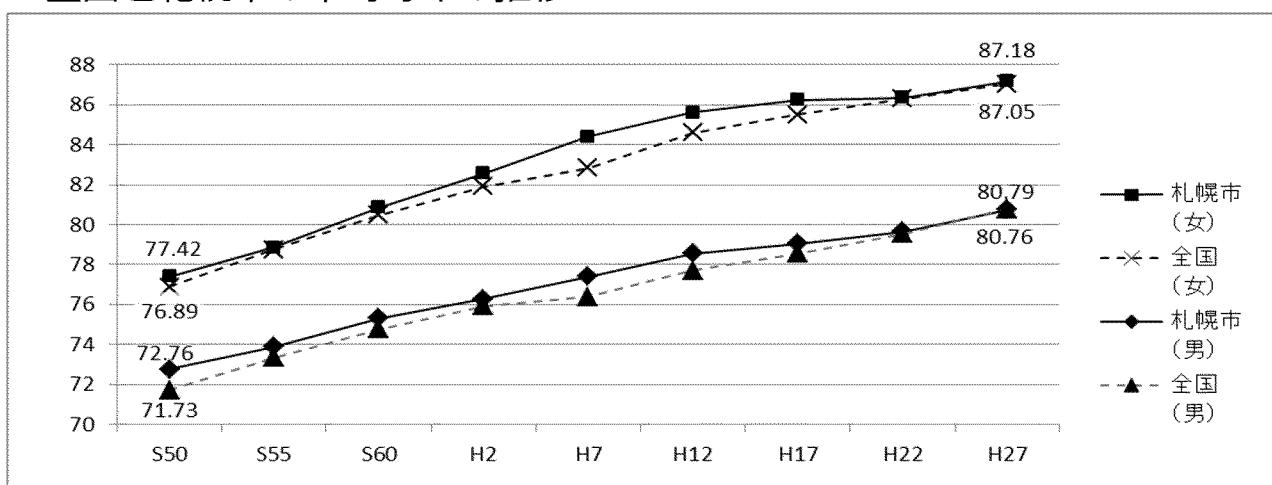
一人の女性が生涯に産む子どもの数を表す合計特殊出生率⁸は低下傾向にあり、平成 17 年(2005 年)には、はじめて 1.00 を割り込み、0.98 となりました。その後、平成 27 年(2015 年)には 1.18 と上昇に転じたものの、全国平均の 1.45 より低く、人口を維持するのに必要とされる 2.07 を大きく下回っています。

また、平均寿命は男女ともに長くなる傾向があります。平成 27 年(2015 年)では、札幌市の女性の平均寿命が約 87 歳、男性の平均寿命が約 81 歳となっています。

・全国と札幌市の合計特殊出生率の推移



・全国と札幌市の平均寿命の推移



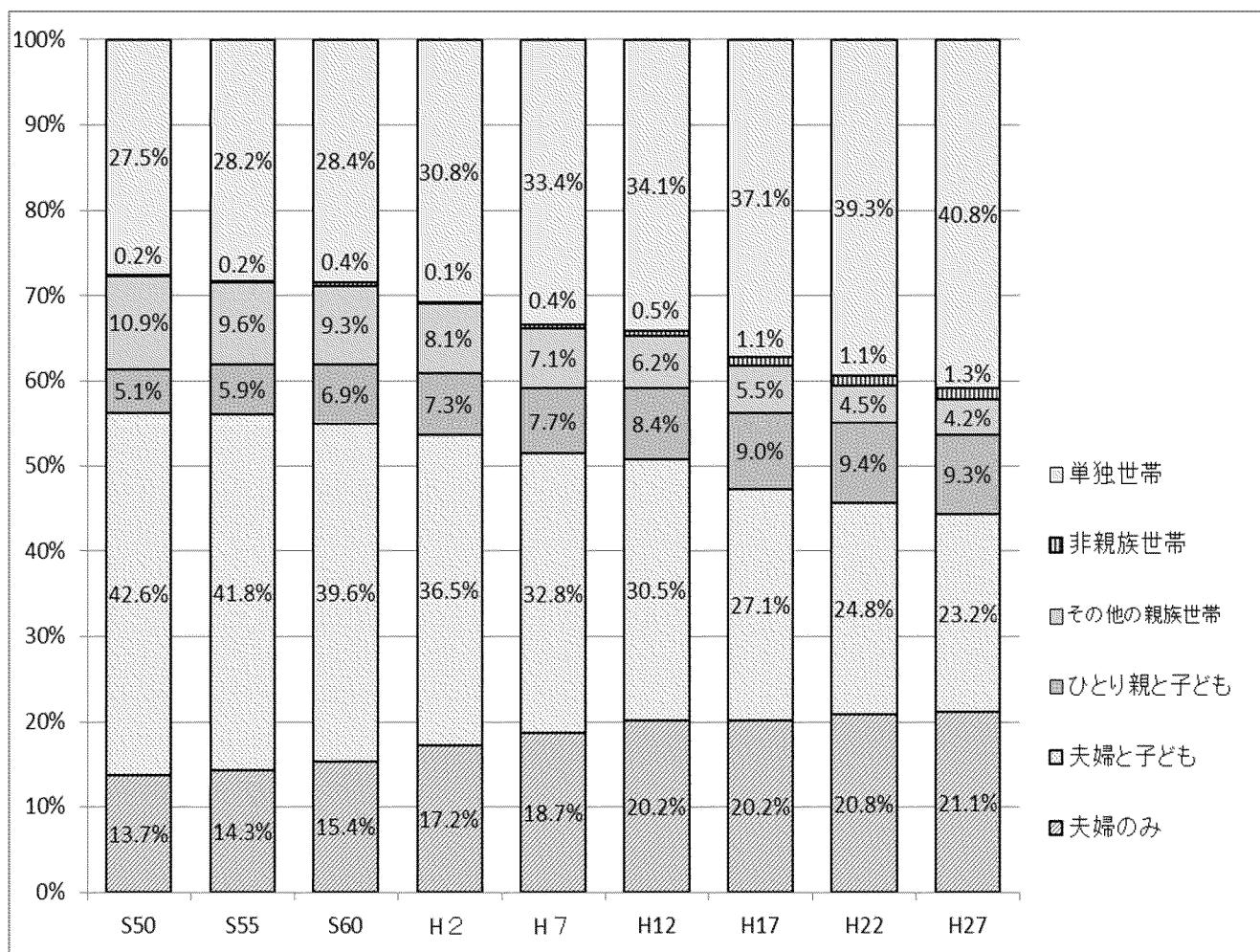
<資料> 厚生労働省「完全生命表」、札幌市「札幌市衛生年報」

⁸ 【合計特殊出生率】15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率の合計。1 人の女性が平均して一生の間に生む子どもの数に相当する。

イ 世帯構成の変化

家族類型別の割合では、単独世帯（世帯人員が一人の世帯）の割合が最も高くなっています。年々割合は増え続け、平成 27 年(2015 年)には、40.8%が単独世帯となっています。一方で、夫婦と子どもの世帯の割合は低下しています。

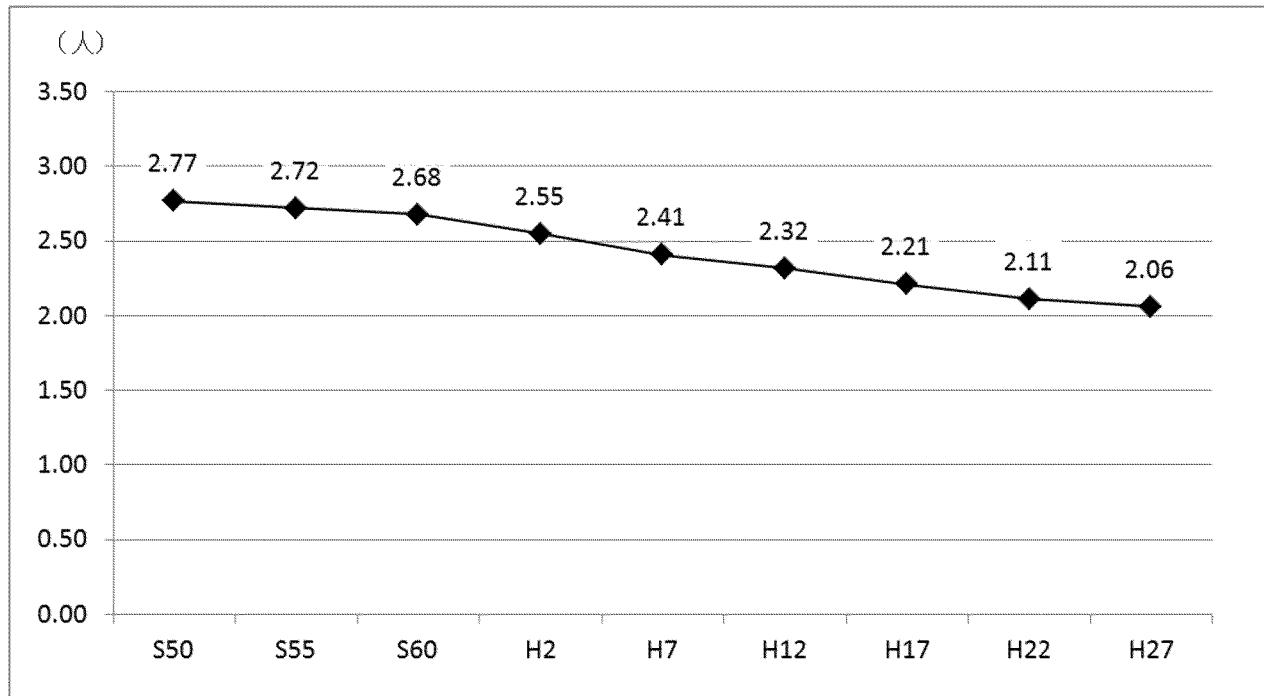
・札幌市の一般世帯の家族類型別割合（各年 10 月 1 日現在）



<資料> 総務省「国勢調査」

1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成27年(2015年)の国勢調査では2.06人となっています。

・札幌市の平均世帯人員の推移（各年10月1日現在）



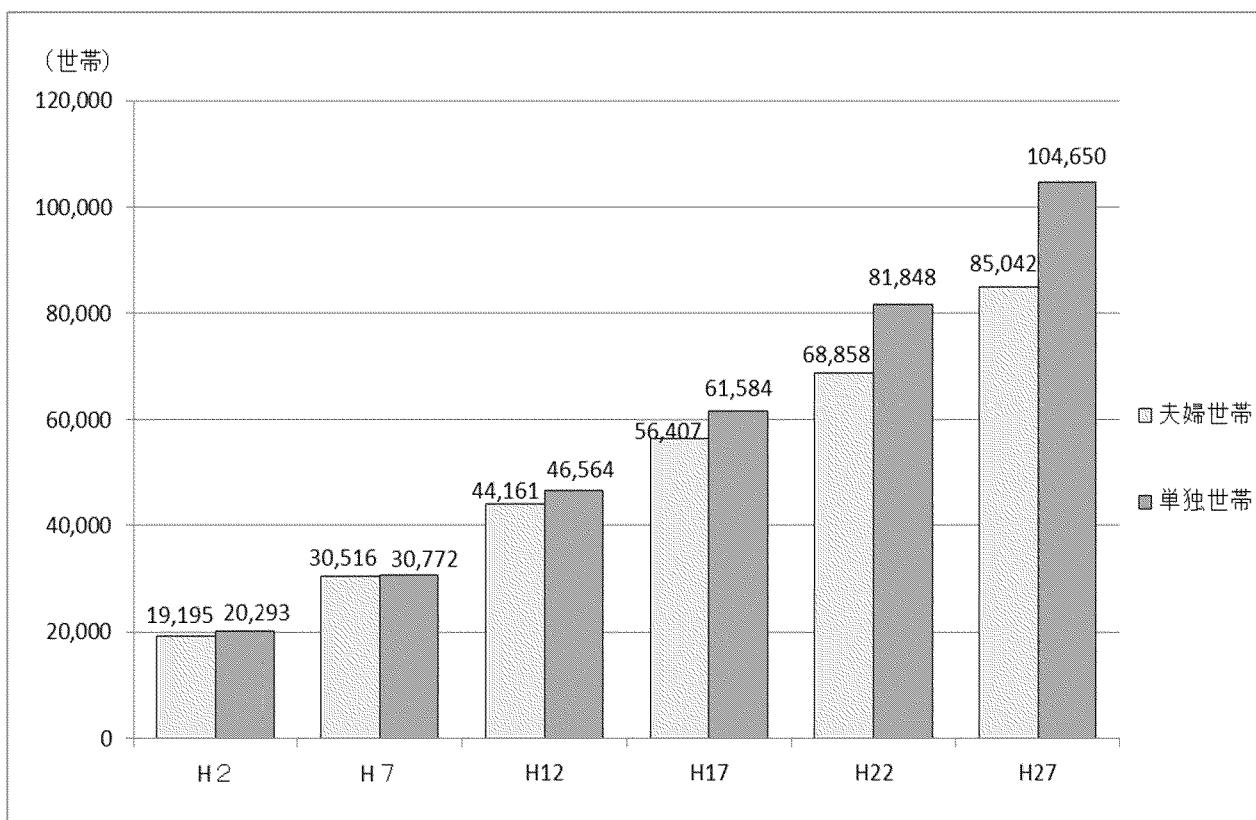
＜資料＞ 総務省「国勢調査」

(2) 地域で支援を必要とする方の現状

ア 高齢者の状況

高齢化の進行に伴い、高齢者の単独世帯や高齢者だけの夫婦世帯が急激に増加しており、平成 27 年(2015 年)の国勢調査では高齢者の単独世帯が 10 万世帯を超えるました。

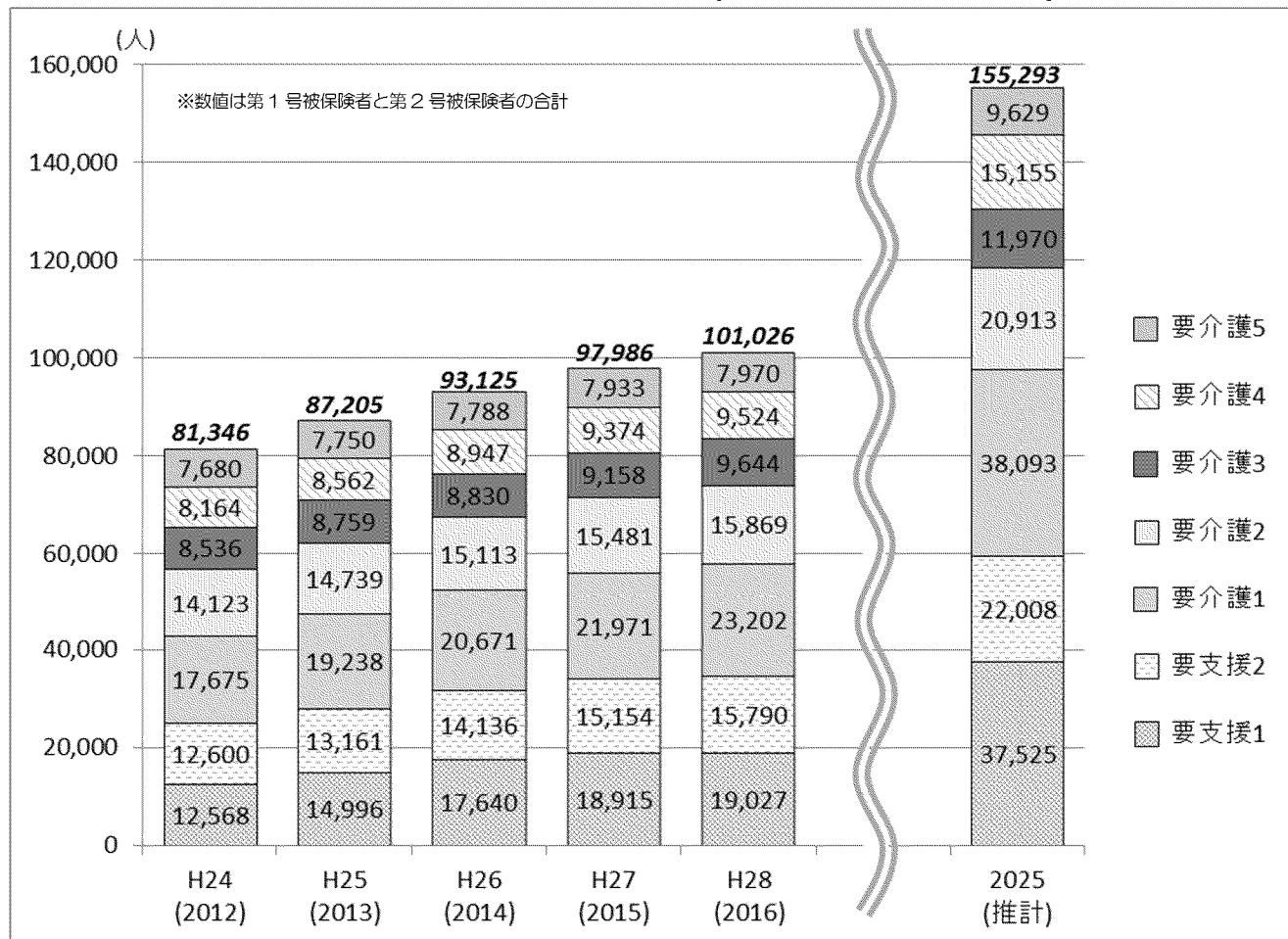
- ・一人暮らし高齢者（65 歳以上の単独世帯）、ともに 65 歳以上の夫婦世帯の推移
(各年 10 月 1 日現在)



<資料> 総務省「国勢調査」

介護サービスを必要とする方は年々増え続け、2025年には、平成27年(2015)年の約1.5倍の要介護等認定者数となることが見込まれています。

・要介護等認定者数の推移と今後の見通し(各年10月1日現在)

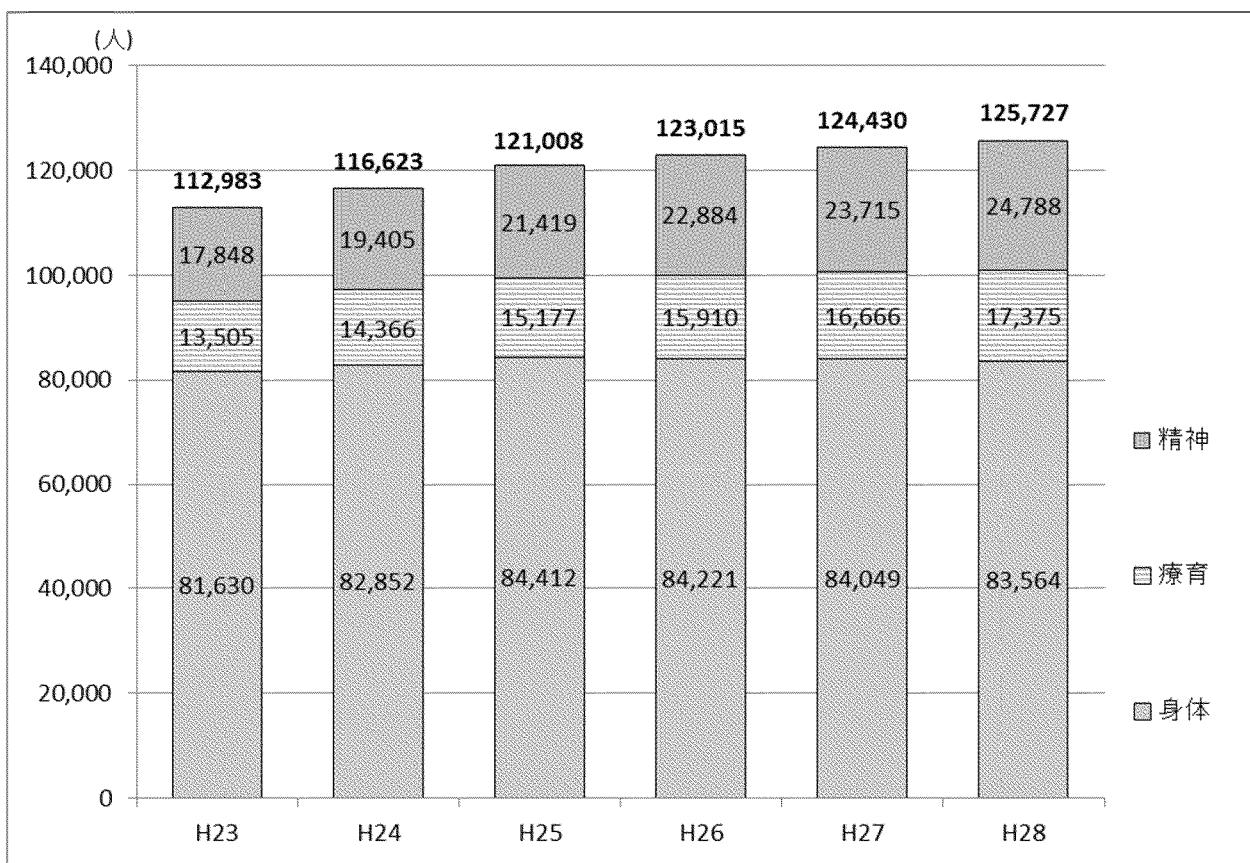


<資料> 札幌市

イ 障がい者(児)の状況

障がい者手帳の交付者数の合計は、年々増加しています。これは、障がいに対するサービスの提供体制が充実してきていることなどを要因としているものと考えられます。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳被交付者数
(各年度末現在数)

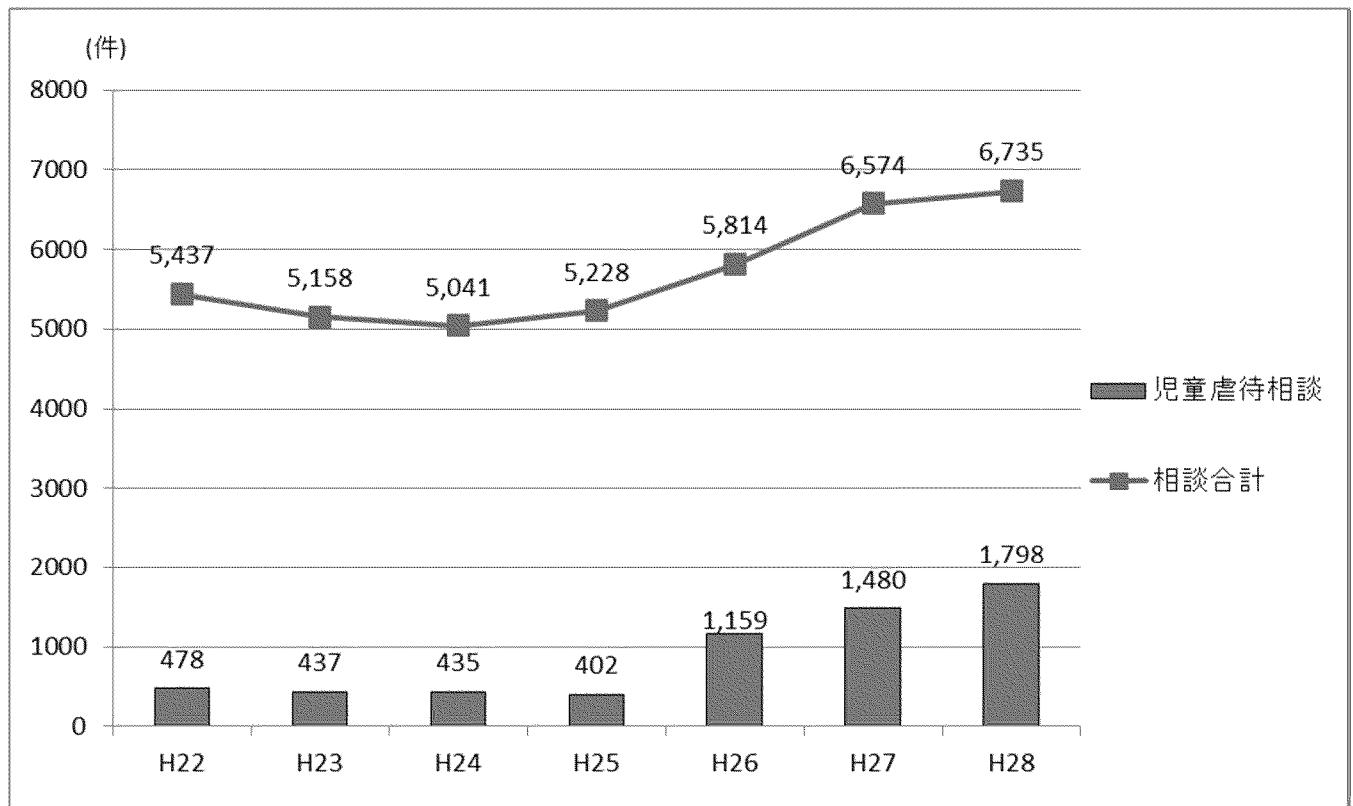


<資料> 札幌市

ウ 課題に直面する子どもの状況

近年、児童相談所への相談件数は増加傾向にあり、特に児童虐待に関する相談は平成 26 年(2014 年)から急激に増加しています。

・児童相談所相談件数（うち児童虐待相談件数）（各年度の合計件数）



<資料> 札幌市

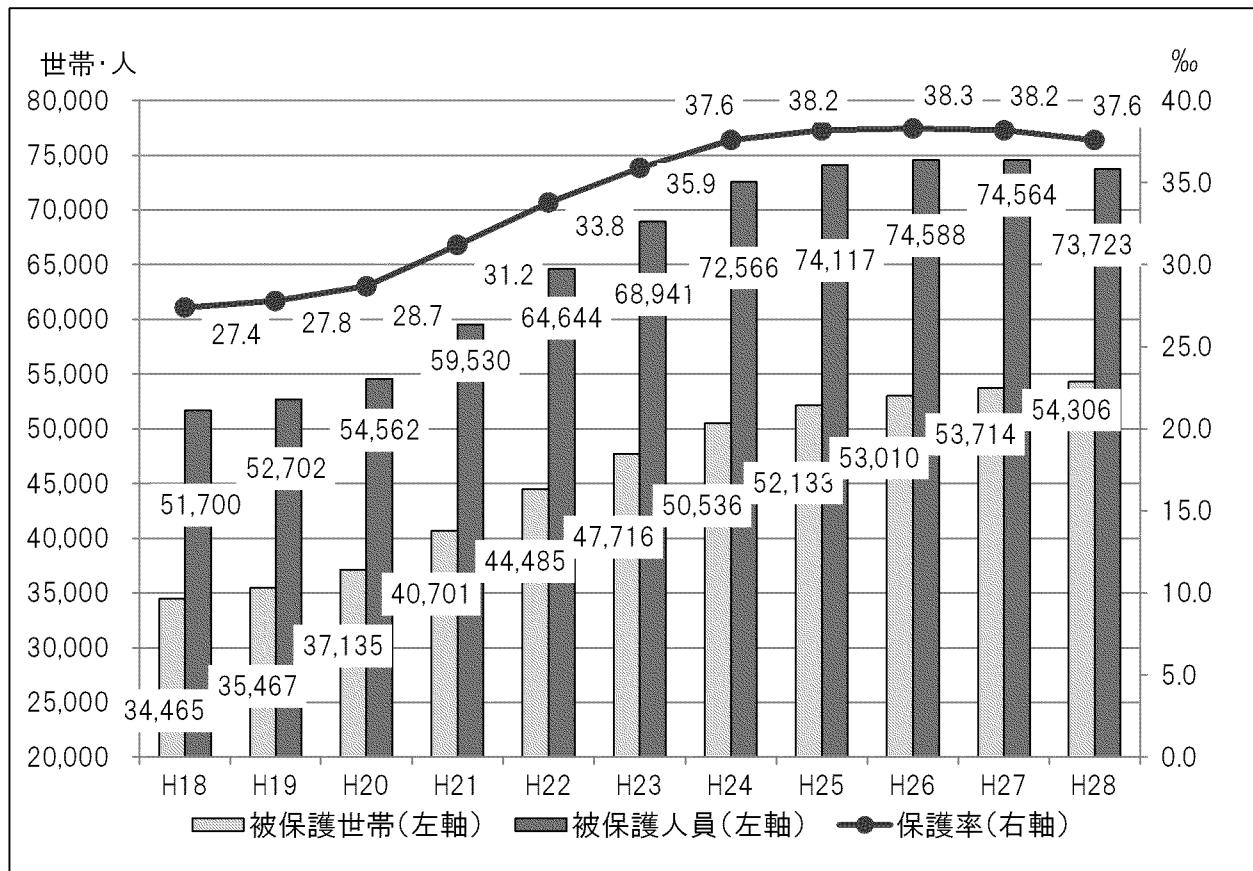
工 生活保護受給者の状況

生活保護を受給する世帯数は、リーマン・ショックのあった平成20年度(2008年度)からの5年間で急激に増加し約1.4倍となりました。平成28年度(2016年度)では54,306世帯で、景気の回復傾向を反映して被保護人員、保護率とともに横ばい傾向にありますが、高齢者世帯の増加等の理由から、依然として高い状況が続いています。

世帯構成のうち、働くことができる方がいると考えられる「その他世帯」の割合は、平成25年度(2013年度)は22.0%でしたが、平成28年度(2016年度)では16.7%へと減少しています。

また、平成28年度(2016年度)における生活保護受給世帯の高校等進学率は97.2%ですが、一般世帯における進学率99.1%を約2ポイント下回っている状況にあります。

・被保護世帯、被保護人員、保護率の推移（各年度平均）



<資料> 札幌市